

2021年12月9日

各 位

会 社 名 Y C P ホールディングス
(グローバル) リミテッド
(YCP Holdings (Global) Limited)
代 表 者 名 取締役兼グループCEO 石田 裕樹
(コード番号: 9257 東証マザーズ)
問 合 せ 先 IR担当マネージャー 榎 谷 徹
(TEL. 03-5772-2785)

有価証券信託受益証券（JDR）の募集に関する発行価格及び オーバーアロットメントによる募集の募集口数決定のお知らせ

2021年11月18日（シンガポール標準時間。以下の日付は、特に断らない限り日本時間を指します。）開催の当社取締役会において決議した、当社普通株式を信託財産とする有価証券信託受益証券（以下「本JDR」といいます。）の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場に伴う本JDRの募集（以下「本募集」といいます。）につきまして、発行価格及びオーバーアロットメントによる募集の募集口数を、2021年12月9日（シンガポール標準時間）に下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 引受人の買取引受による募集の件

(1) 発 行 価 格 1口につき 830円

(2) 発 行 価 格 の 決 定 理 由

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(790円～830円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要有価証券信託受益証券口数は、公開有価証券信託受益証券口数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開有価証券信託受益証券口数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1口につき830円と決定いたしました。

なお、引受価額は1口につき763.60円と決定いたしました。

ご注意：

この文書は、当社普通株式を信託財産とする有価証券信託受益証券の募集に関する発行価格及びオーバーアロットメントによる募集の募集口数の決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新有価証券信託受益証券発行届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. オーバーアロットメントによる募集の件
募集に係る有価証券信託受益証券の数 588,800 口

【ご参考】

1. 本募集の概要

- | | | |
|-----------------------|--|-------------|
| (1) 募集に係る有価証券信託受益証券の数 | 総口数 | 4,514,200 口 |
| | (買取引受による募集) | 3,925,400 口 |
| | オーバーアロットメントによる募集 | 588,800 口) |
| (2) 申込期間 | 2021年12月10日(金曜日)から 2021年12月15日(水曜日)まで | |
| (3) 払込期日 | 2021年12月16日(木曜日) | |
| (4) 有価証券信託受益証券受渡期日 | 2021年12月21日(火曜日) | |
| (5) 資本組入額の総額 | 2,997,435,440 円 | |

- (注) 上記(1)に記載の買取引受による募集に係る本JDR口数のうち1,271,500口が、野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除きます。)の海外投資家に対して販売されます。

以上

ご注意：

この文書は、当社普通株式を信託財産とする有価証券信託受益証券の募集に関する発行価格及びオーバーアロットメントによる募集の募集口数の決定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新有価証券信託受益証券発行届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。